

このお知らせは、特定医療費（指定難病）受給者証の有効期限が令和3年3月31日又は令和3年4月30日までの方にお送りしています。

【お知らせ】～新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて～ 受給者証の有効期限経過後に受付される更新申請の取扱い

※ 特定医療費支給認定（更新）申請書を既に提出された方は、不要の情報となります。東京都からの受給者証又は審査結果のお知らせの発送をお待ちください。

特定医療費（指定難病）受給者証は、通常、受給者証の有効期限経過後に更新申請が受付され認定となった場合は、受給者証の有効期間開始は更新申請受付日からとなります（有効期間満了の翌日から更新申請受付の前日までの期間については、助成を受けられません）。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても受給者様が医療機関を受診できず、臨床調査個人票を円滑に取得できないことも想定されます。

そのため、東京都では、受給者証の有効期限が経過した後に特定医療費支給認定（更新）申請を受付した場合の取扱いを下記のとおりといたします。

なお、このお知らせにおいて「緊急事態宣言」とは、対象地域に東京都を含むものを言います。

1 取扱い内容

令和3年5月31日までに（注）更新申請手続きを行い、認定となった際は、助成期間に空白を設けない受給者証を交付します。

（注）緊急事態宣言が2月7日までで終了した場合。また、東京都を対象地域とした緊急事態宣言が延長となった場合については、裏面「4 緊急事態宣言が延長となった場合」をご覧ください。

【現在お持ちの受給者証の有効期限が令和3年3月31日までの方】

⇒ 令和3年5月31日までに更新申請手続き※いただければ、更新後の受給者証の有効期間開始は、令和3年4月1日からとします。

【現在お持ちの受給者証の有効期限が令和3年4月30日までの方】

⇒ 令和3年5月31日までに更新申請手続き※いただければ、更新後の受給者証の有効期間開始は、令和3年5月1日からとします。

※ 窓口によっては、郵送で受け付ける場合もありますが、郵送の場合は、書類が窓口に着した日をもって申請手続きした日となります。書類を投函した日ではありませんので、ご注意ください。

2 注意点（受給者証の有効期限経過後に支払う医療費について）

認定の場合、通常、更新申請手続きした日から受給者証がお手元に届くまで、約3か月かかります。

令和3年5月31日までに申請手続きいただいた場合も、現在お持ちの受給者証の有効期限が切れたから、更新後の受給者証がお手元に届くまでの間にかかった医療費は、いったん立て替えてお支払いいただき、後日還付請求していただくこととなります。還付請求手続きに必要な書類を医療機関等で証明いただく際にかかる費用は助成対象とはなりません（すべて自己負担となります）。

3 還付請求方法（受給者証の有効期限経過後に支払う医療費について）

立て替えた医療費については、受給者証をお受け取りになった後、東京都へ還付請求の申請を行

（裏面もご覧ください）

うことにより支給されます。還付請求手続の詳細は、東京都のホームページをご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

(還付請求に関する問合せ先)

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 電話番号：03-5320-4454

(URL) <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/josei/tukaikata.html>

(東京都福祉保健局ホームページ > 医療・保健 > 医療助成 > 【受給者の方向け】難病・小児慢性特定疾病医療受給者証、マル都医療券の使い方について)

東京都 難病 支給申請 使い方 検索

4 緊急事態宣言が延長となった場合

東京都を対象地域とした緊急事態宣言が延長された場合は、認定となった際の助成期間に空白を設けない申請受付期間を1か月を単位に延長します。(このお知らせは1月22日時点で作成しているため、緊急事態宣言の終了は2月7日を前提としています。)

緊急事態宣言の延長が1日以上1か月以内(延長された緊急事態宣言期間の最終日が2/8から3/7までの間)の場合、助成期間に空白を設けない申請受付期間を1か月延長します。上記「1 取扱い内容」の、「令和3年5月31日までに」を「令和3年6月30日までに」と読み替えてください。

1か月を超えて緊急事態宣言が延長された場合も、同様の考え方で申請受付期間を延長します。例えば、緊急事態宣言の延長が1か月を超えかつ2か月以内(延長された緊急事態宣言期間の最終日が3/8から4/7までの間)の場合は、助成期間に空白を設けない申請受付期間は、6月30日からさらに1か月延ばした7月31日までとなります。上記「1 取扱い内容」の、「令和3年5月31日までに」を「令和3年7月31日までに」と読み替えてください。

受給者証の有効期限	有効期限が切れる前に受給者証をお届けできる目安の申請期限	助成期間に空白を設けない申請期限 【緊急事態宣言が2月7日までで終了の場合】	助成期間に空白を設けない申請期限 【宣言が1か月以内で延長された場合】	助成期間に空白を設けない申請期限 【宣言が1か月を超え2か月以内で延長された場合】
3月31日	1月8日	5月31日	6月30日	7月31日
4月30日	1月29日	5月31日	6月30日	7月31日

■ 最新の情報について

最新の情報については、下記までお問合せいただくか、東京都のホームページでご確認ください。

(「東京都難病ポータルサイト」の「難病医療費助成」)

東京都 難病 検索

(URL) <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/seido/index.html>

(東京都福祉保健局 > 医療・保健 > 難病患者・被爆者の支援 > 難病ポータルサイト > 難病医療費助成制度)

【問合せ先】

東京都福祉保健局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当 電話番号：03-5320-4004